

[事案 30-72] 配当金支払請求

・平成 30 年 8 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

パンフレットの記載および契約時の説明どおりの満期時受取額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 3 月に契約した養老保険（満期保険金額 1,000 万円）について、以下の理由により、パンフレットの記載および契約時の説明どおりの満期時受取額を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人に、保険料の 3 倍にもなる満期時受取総額があるわけがないと質したのに対し、募集人からは、絶対パンフレット通りにお金が出ると言われた。
- (2) パンフレットには、「満期時の受取額約 2188 万円」と書かれている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 積立配当金は、契約時にその額が確定的に定められるものではなく、本契約は、満期時の積立配当金の額を確定してこれを支払うことを約束するものではない。
- (2) 募集人が、申立人が主張するような説明をしたとは考えられず、むしろ、申立人は積立配当金の額が確定的に定められるものではないことを認識していたと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望せず、募集人は死亡していたため、事情聴取は実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、配当金の額は毎事業年度の保険会社の決算を経なければ確定せず、パンフレットに記載された金額が確定的に支払われる内容や募集人の説明どおりの内容で保険契約が成立するものではないことから、申立人の主張を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。